

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成28年1月20日(水) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 深山雅也(弁護士) 委員 根本清(元会社員)
対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日
1. 契約の現状等の説明	(1) 平成27年度上半期における契約状況について (2) 最高裁判所の電気の契約に関する結果報告 (3) 裁判所職員総合研修所等設備運転管理及び保守業務の契約に関する結果報告 (4) 情報システム案件の第三者委託について ～具体的な案件を例に第三者委託の現状等を説明～
2. 個別審議案件 (3件)	契約件名: バックアップテープ等の保管 契約金額: 1,309,154円 契約締結日: 平成27年4月1日 契約方式: 随意契約(予算決算及び会計令99条の2) 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 小荷物等の集荷及び運送 契約金額: 3,956,612円(予定総額) 契約締結日: 平成27年4月1日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 最高裁判所一般廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処理 契約金額: 3,213,280円(予定総額) 契約締結日: 平成27年4月1日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
次回抽出委員の指定	根本委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答 等
<p><b>1 契約の現状等の説明</b></p> <p><b>(2) <u>最高裁判所の電気の契約に係る結果報告</u></b></p> <p>(問) 契約期間及び調達規模等を見直した結果、入札参加者が増加し、安価での調達ができたなど、より適正な調達になったということか。</p> <p><b>(3) <u>裁判所職員総合研修所等設備運転管理及び保守等業務の契約に関する結果報告</u></b></p> <p>(問) 入札する事業者が入札の障害になっている事由を取り除いたということか。</p> <p>(問) 説明では監視業務を分けたということであるが、具体的にどのようにしたのか。</p> <p>(問) つまり、遠隔装置を用いた機械的業務から人的業務にシフトできたということか。</p> <p>(問) 前年度の契約金額より低くなったということだが、監視装置を外すことで契約金額は上がらなかったということか。</p>	<p>(答) そのとおりである。</p> <p>(答) そのとおりである。</p> <p>(答) 研修所の設備に何らかの不具合が発生した場合は、遠隔監視装置により機械が自動的に業者の本部に知らせていたが、研修所に常駐する業者の担当者が設備の不具合を把握した場合は、同担当者が本部に知らせるように見直したものである。</p> <p>(答) そのとおりである。監視業務を分ける前の機械が自動的に通信を行っていた時から研修所には業者の担当者が常駐していたことから変更が可能と判断したものである。</p> <p>(答) 見直し後の契約では、司法研修所別館が新たに契約対象に加わったこともあり、全体として金額は増加したが、その後に電気設備や消防設備点検保守業務の切り離しや監視装置の見直しなどを行った結果、経費は下がった</p>

<p>(問) 見直した結果，入札参加業者の増加，契約金額の低減が図られたということか。</p> <p><b>(4) <u>情報システム案件の第三者委託について</u></b></p> <p>(問) 裁判所では，第三者が一部の業務を請け負う場合であっても承諾を求めているということであるが，他府省より厳しい基準を求めているということになるのか。</p> <p>(問) リース契約のような特殊なものの下請けだけでなく，一般的な契約における第三者委託の類型や傾向があるならば説明されたい。</p>	<p>ものと考えている。</p> <p>(答) そのとおりである。</p> <p>(答) 平成18年の財務大臣通知の中で第三者委託の適正化を図るための措置として，再委託の承認手続をとること等とされており，裁判所の基準も同通知の内容と同じである。</p> <p>(答) 平成27年4月から9月末までのシステム案件132件中31件で第三者委託を許可している。許可された案件の内訳は，リース契約を除くと，運用保守で7件，検証作業・改修・開発で8件となっている。</p> <p>(説明) 第三者委託の審査時には，現時点における内部の目安として契約金額の50パーセントを超えるか否かのほか，再委託の必要性があるかどうか，契約の相手方が業務の主たる部分を担当しているか等を確認している。なお，例えば，委託先会社が，子会社，グループ会社，関連会社などであれば，契約金額に関する上記の目安を緩和する場合もあり得るし，契約内容を踏まえて，契約金額に関する上記の目安を緩和できる事情がないか確認したりする場合もある。</p>
---	--

(意見)

・契約金額の50パーセントをメルクマールにすることも考えられるが、第三者委託の承認の基準を一義的に定めることは難しく、実態で判断していくしかないと考える。

リース案件とその他の案件におけるいわゆる元請けや下請けの業務の組み立てからしても、各案件で目線も違ってくるため、実態から第三者委託の在り様を検討していくことになると考えられる。また、提供される業務は時代とともに変わるため、その意味でも実態を注視して判断していくことが妥当と考える。リース契約の視点から見ると、かつてのリース契約は現在のものと違っており、例えば、以前にメンテナンス付リースはなかったが、ある時代に事業者が発明したもので、これも顧客のニーズから発生したものと思われる。それまでは、買ってきたものは自分で電源を差して使えたが、ある時から設定が必要になり、さらに追加の設定やインストールも必要になるなど広がり、これらに对应しないと商売にならないといった具合でリース会社もこれに对应するといったところで広がりを見せたことが推測されるところである。こういう点から保守やメンテナンスなどは、これからも契約の中で膨らんでいくようになると推測され、そういった部分でも、実務では、注意深く実態を見て判断していくことに尽きると考える。

・単純な賃貸借契約や売買契約では、第三者委託は問題にはならない。リース契約に限らず、そこに労務の提供が加わってくると第三者委託の問題が生じることになる。現在の運用では、契

約金額の50パーセントを一つの目安としているということであるが、目安として金額を示すことは分かりやすく、業者の参加を容易にする上でも金額をメルクマールとすることは大事である。金額以外の部分でも十分に検討する必要はあるが、金額とともに主従の関係や必要性を総合的に判断する現在の審査の仕方でのよいのではないかと考えている。

(説明) 汎用性のある第三者委託の基準を定め、これを対外的に明示することは困難と考えているが、例えば、第三者に委託することが相当ではない業務が予めわかっている場合にその業務を入札説明書や仕様書に明示することや、第三者委託承諾手続に伴う入札業者の負担を減らす工夫を行うことなどについて、今後検討していくことを考えている。

(意見) 運用の見直しの点で、一つは仕様書、入札説明書に明記できる基準等を明記するということであるが、そもそも基準を明記できるかが問題となる。業務の主たる部分を第三者に委託することはできないとしても、契約によってはそうせざるを得ないものもあるのではないか。もちろん明記できる部分は明記するとして、そうでないものについては、事後的でもはっきりさせていくことが大事だと思う。第三者委託の承諾手続の省略は業者負担の軽減につながると考えられる。

・競争性を働かせるために努力をしていくことは求められるところであり、

努力目標であっても可能な限り明示する方がよいと考える。

・基本的には、審査や運用の見直し検討の方向性について問題はないと考える。

## 2 個別審議案件

### (1) バックアップテープ等の保管

(意見)

・仕様書だけを見ると金額面も含めてかなり高度なものが要求されているイメージはあるが、必要性も高くやむを得ないと考える。

・入札説明書を取りに来た6者に本件の参加障害事由等をヒアリングすることは必要であろう。また、入札案件としては初年度だったことから、入札参加が1者だった可能性もあるため、今後、本案件の存在を業者に広めていくことも大事である。

### (2) 小荷物等の集荷及び運送

(意見) 集荷部署の分割、全国の地方検察庁から集荷・配送の分割、いずれの場合も分割すると複雑になることが明らかであるから、現状の仕様でやむを得ないと考える。

(問) 日本郵便株式会社と同様、ヤマト運輸や佐川急便にも全国各地に支店などの拠点があると思う。そのような場合であっても、この業務は日本郵便株式会社以外に業務可能な業者はいないのか。

(答) ヤマト運輸は例年入札参加の希望がある業者ではあるが、昨年と言えば裁判所に提出する書面の提出期限を営業担当者が失念したという事情があり、入札業者とならなかった。

<p>(問) 業者に声かけをすれば、参加する可能性もあるということか。</p>	<p>(答) そのとおりである。今年度においても佐川急便、ヤマト運輸等の業者に声かけをしていく考えである。</p>
<p><b>(3) <u>最高裁判所一般廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処理</u></b></p>	
<p>(問) 裾切方式はこれまで余りやってこなかった方式ということか。</p>	<p>(答) そのとおりである。</p>
<p>(問) 業務の性格からすると、一つの基準を示し、フィルターをかけることはよいと思うが、環境省の6割以上の基準にすると、この業界の該当業者はすごく絞られたりすることにはならないのか。</p>	<p>(答) 優良認定業者に該当すれば無条件で三十、四十点の配点があり、それから必要があれば資料を提出し、そこで更に加点を求めることになるので、優良認定を受けた業者であれば問題になることはない。</p> <p>しかし、優良認定を受けていない業者は、配点表に列記しているすべての項目の加点事由に対する書類の提出を求めることになるため、最低点を上げると厳しい条件にはなる。現在、優良認定の受付等は随時行っていると聞いており、環境配慮に積極的な業者であれば環境省の基準を採用しても該当業者を絞ることにはならないと考えている。</p>
<p>(問) 入札参加資格の等級で考えた場合、上位等級に優良認定業者が固まってしまふことになるのではないか。</p>	<p>(答) C等級及びD等級でも優良認定を受けている環境配慮に適した業者は多いので、そのようなことはないかと把握している。</p>
<p>(問) 点数を付与する負担が大きいのではないか。</p>	<p>(答) 環境省では大枠で10点の配点基準を定め、その内訳の割振りを任されている。過去2回の入札事務を見て、現実的に提出可能な書類等を精査、調整し、配点を定めている。配点を細かくすればするほど入札説明書等作成事務にかかる負担は大きくはなる。</p>

<p>(問) 環境省の6割の基準は何で示されているのか。</p> <p>(意見) この方式に問題がある等ではないが、最低限求められる基礎点を明示し、そこから加点事由があれば加算する方式でも良いように思う。つまり、満点を100点とし、それに達していないものは除外するという方法もあるように思う。</p>	<p>(答) 基本方針の本文に6割の基準の明示はないが、平成26年度の環境省の説明会で示された資料に基準が示されている。</p> <p>(答) ご意見は参考にさせていただく。</p>
--	---